

稗田野町自治会規約

第1章 総 則

第1条 〔目 的〕

本会は、会員相互の扶助と融和、親睦を図り、地域の環境改善に努め、もって地域住民の生活向上と産業の振興発展と福祉の増進を図り、地方自治の発展に寄与することを目的とする。

第2条 〔名 称〕

本会は、稗田野町自治会と称する。

第3条 〔区 域〕

本会の区域は、亀岡市稗田野町の全域及び、その他稗田野町自治会行政区域とする。

第4条 〔事務所〕

本会の事務所は、京都府亀岡市稗田野町佐伯西ノ辻9番地1の稗田野町生涯学習センターに置く。

第5条 〔事業内容〕

本会は、第1条に定める目的を達成するために、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 京都府及び亀岡市との連絡に関する事
- (2) 区域内の連絡調整に関する事
- (3) 産業の振興発展助長に関する事
- (4) 生活の改善、向上及び簡素化に関する事
- (5) 地域環境の整備及び保健衛生に関する事
- (6) 文化の向上及びスポーツの振興に関する事
- (7) 自治会管理施設の維持管理に関する事
- (8) その他、目的達成に必用な事項

第2章 会 員

第6条 〔会 員〕

本会の会員は、第3条に定める区域に居住する住民及び事業所をもって構成する。

第7条 〔会 費〕

会員は総会に於いて定める会費を納入しなければならない。

第8条 〔会員の資格〕

第3条に定める区域に居住及び事業する者で、その者が入会の同意をした日より会員資格を有する。

第9条 〔会員の失効〕

会員が各号の一つに該当する場合は退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に居住しなくなった場合
- (2) 会員が死亡、又は失踪宣言を受けたとき

第3章 役員

第10条 〔役員配置〕

本会に次の役員を置く。

(1) 会長	1名	}	自治委員	}	役員（自治会役員）
(2) 副会長	2名				
(3) 庶務・会計	1名				
(4) 委員	2名				
(5) 監事	2名				
(6) 理事	9名（各区長）				

第11条 〔役員選任〕

会長、副会長、庶務・会計、委員及び監事（以下「自治委員」という）は、別途定める「自治委員選任規定」に基づき選任する。

2. 理事は稗田野町各区の区長とする。
3. 会長及び監事は、それぞれ単独職位とし、理事と相互に兼ねることはできない。
4. 自治委員は「自治委員選任規定」第6条に基づき選出することとし、選出委員会の依頼があった場合には、会長は副会長、庶務・会計、委員及び監事の候補者を推薦することができる。

第12条 〔役員職務〕

会長は本会を代表し、会務を統括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
3. 庶務・会計は本会の庶務及び財務全般に関する業務を行う。
4. 委員は会長、副会長、庶務・会計と協議し、本会の円滑な維持・運営に資する。
5. 監事は本会の財務等が適切に行われているか監査する。
6. 理事は各区を代表し、自治委員（自治会3役、委員）と協働し、本会の円滑な維持運営及び各区の課題解消等に取り組む。

第13条 〔役員任期〕

自治委員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

2. 理事の任期は各区の選任規定等に基づくこととする。
3. 自治委員が、その任期が果たすことができない事象が発生した場合は、別途「自治委員選任規定」に基づき後任者を選任する。
4. 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
5. 自治委員は、辞任又は任期終了後に於いても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第14条 〔役員最長任期〕

自治委員の最長任期は4期8年とする。

第15条 〔代議員配置〕

会員の意見を広く求め、これを本会の維持・運営に反映することを目的とし、代議員を置く。

2. 代議員は稗田野町各区から、それぞれ3名を選出する、なお、選出方法及び任期については各区の選任規定等に基づく。

第4章 総会

第16条 〔総会の種類〕

本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

第17条 〔総会の構成〕

総会は第10条による役員及び第15条による代議員でもって構成する。

第18条 〔総会の機能〕

総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要事項を議決する。

第19条 〔総会の開催〕

通常総会は、毎年度決算終了後2ヶ月以内に開催する。

2. 臨時総会は次の各号の1つに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 役員及び代議員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

第20条 〔総会の招集〕

総会は、会長が招集する。

2. 会長は前条第2項第2号の規定による開催請求があったときは、その請求があった日から1ヶ月以内に臨時総会を招集しなければならない。

3. 会議を招集するときは会議の目的たる事項及び、その内容並びに日時、場所を示して開催日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

第21条 〔総会の議長等〕

総会の運営に必要な議長、議事録署名人は、その総会に出席した代議員から選出する。

第22条 〔総会の定足数〕

総会は、代議員の2分の1以上の出席がなければ開催することはできない。

第23条 〔総会の議決〕

総会の議決は、この規約に定めるもののほか、代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第24条 〔総会の議決権の委任等〕

やむを得ない理由のため総会に出席できない代議員は、開催日までに委任状により、役員又は他の代議員を代理人として議決を委任することができる。

2. 前項の場合に於ける第22条及び第23条の規定の適用については、その代議員が出席したものとみなす。

第25条 〔総会の付議事項〕

総会には、次の事項を付議するものとする。

(1) 規約の変更、諸規定の制定・変更及び廃止

(2) 会長及び役員を選任に関する事項

- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) 事業の計画及び執行に関する事項
- (5) 財産の処分に関する事項

第26条 〔総会の議事録〕

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席者数（第24条の規定による書面評決を含む）
- (3) 開催の目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及び結果

2. 議事録には自治会長及び議長、議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

第5章 役員会

第27条 〔役員会の構成〕

役員会は、第10条で定める役員から監事を除く役員でもって構成する。

第28条 〔役員会の役割〕

役員会は、この規定で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会が議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第29条 〔役員会の招集等〕

役員会は、会長が必要であると認めるとき招集する。

- 2. 会長は第27条で定める構成員の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書類でもって召集の請求があったときは、その請求があった日から10日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3. 役員会を招集するときは、会議の日時、場所等について書面等でもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第30条 〔役員会の議長〕

役員会の議長は、会長がこれにあたる。

第31条 〔役員会の定足数等〕

役員会は第27条に定める構成員の2分の1以上の出席がなければ開会できない。

第6章 資産及び会計

第32条 〔資産の構成〕

本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) その他収入

第33条 〔資産の管理〕

本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決により、これを定める。

第34条 〔経費の支弁〕

本会の経費は、資産をもって支弁する。

第35条 〔事業計画及び予算〕

本会の事業計画及び予算は、役員会がこれを作成し、毎年会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算等が総会に於いて議決されていない場合には、会長は総会に於いて予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出することができる。

第36条 〔事業報告及び決算〕

本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等を作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後速やかに総会の承諾を受けなければならない。

第37条 〔会計年度〕

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第38条 〔事業計画等の公表〕

総会に於いて議決された事業計画及び予算、事業報告及び決算並びに重要事項については公表し、会員に周知しなければならない。

第7章 雑 則

第39条 〔備付け帳簿及び書類〕

本会の事務所には、規約、会員名簿、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類、その他必要な帳簿及び書類を備えておかななければならない。

第40条 〔帳簿及び書類の閲覧〕

会員より帳簿及び書類の閲覧申し込みがあれば、閲覧に応じなければならない。

第41条 〔職 員〕

本会に事務職員及び作業員を置き、会長が役員会の議決を得て任免を行う。

2. 事務職員及び作業員は会長の命を受け、その職務に専心しなければならない。
3. 事務職員及び作業員の雇用、賃金、勤務時間、その他必要事項は、総会の議決を得て別に定める。

第42条 〔委 任〕

この規約の施行に関し、必要な事項は総会の議決を得て、役員会が別に定める。

付 則

本規定は平成30年4月20日より施行する。

改定履歴

昭和39年	9月	3日	制 定
昭和50年	4月	1日	一部改訂
昭和63年	4月	1日	一部改訂
平成4年	9月	3日	一部改訂
平成14年	9月	3日	一部改訂
平成20年	12月	1日	一部改訂